

印西市導入促進基本計画

【国変更同意日】令和3年8月2日

千葉県印西市

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

【人口構造】

本市の平成30年3月末現在の人口（出典：住民基本台帳）は99,133人で、年少人口が15,551人（15.7%）、生産年齢人口が61,949人（62.5%）、高齢者人口が21,633人（21.8%）となっており、昭和55年の人口（出典：昭和55年国勢調査）と比較すると、約3.3倍に増加している。

増加の主な要因は、昭和59年以降、千葉ニュータウン区域への入居が進んだことによるものである。

【産業構造及び中小企業者】

本市の平成26年時点の産業大分類による企業構成（出典：地域経済分析システム）は、卸売・小売業（25.3%）が最も割合が高く、次いで建設業（18.7%）、生活関連サービス業、娯楽業（9.9%）、宿泊業、飲食サービス業（8.6%）と続く。

なお、産業別の売上高（出典：地域経済分析システム）は、「卸売・小売業」（26,015百万円）、「建設業」（17,944百万円）、「医療・福祉」（10,798百万円）の順となっており、域内を販売対象としている産業が強い。これは千葉ニュータウン等の住民向けサービスによる影響を強く受けていることがうかがえる。一方、域外を対象としている産業では、製造業（14,721百万円）、農林業（4,324百万円）、宿泊業、飲食サービス業（3,040百万円）の順となっている。

中小企業者については、全国的に少子高齢化に伴う人材不足や大企業との生産性の格差などの課題に直面している現状であるが、本市も例外ではなく、少子高齢化による人材不足に加え、多くの中小企業者は後継者が未定という状況である。

このような状況下において、市内中小企業者が積極的な設備投資を行うことにより、生産性の抜本的な向上や人材不足に対応した基盤の構築といった効果が期待され、市内商工業の活性化にもつながっていくことから、本市は、本計画を推進していくこととする。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内中小企業の生産性向上を図ることを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入

計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市としては、業種に偏ることなく、市内すべての中小企業の生産性向上や雇用拡大等を目指していることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、当市が持つ豊かな自然環境や景観との調和を阻害する恐れがあることや、さらには雇用の活性化につながらないことから、本計画において、対象とする設備から除くものとする。

なお、この場合における再生可能エネルギー発電設備とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」第2条第3項に規定された「再生可能エネルギー発電設備」を指す。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当市としては、業種に偏ることなく、市内すべての中小企業の生産性向上を目指していることから、本計画の対象区域は、当市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当市としては、業種に偏ることなく、市内すべての中小企業の生産性向上を目指していることから、本計画の対象業種・事業は、すべての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日（平成30年6月13日）から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等の導入の促進に際し、中小企業等は次の事項に配慮すること。

なお、配慮が認められない場合、市は、中小企業等から提出された先端設備等導入計画の認定を行わないものとする。

- ・先端設備等の導入が、人員削減を目的としたものではないこと。
- ・先端設備等の導入が、公序良俗に反する取組みとならないこと。
- ・反社会勢力との関係が認められないこと。
- ・先端設備等の導入にあたって、環境への配慮に努めること。
- ・地域の人材の登用や雇用の安定に努めること。
- ・地域貢献活動に努めること。
- ・労働者に対する賃金や福利厚生等への配慮に努めること。